

か、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

前条第二項の規定は、前二項の規定による公示について準用する。

(占用料及び土石採取料の基準)

法第十一條に規定する占用料又は土石採取料は、近傍類地の地代又は近傍類地における土石採取料等を考慮して定めるものとする。

(保管した他の施設等一覽簿の様式)

法第三條の四第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第一とする。

(競争入札における掲示事項等)

令第三條の七第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

第五條の三 令第三條の七第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

二 当該競争入札の執行の日時及び場所

三 契約条項の概要

四 その他海岸管理者が必要と認める事項
(他の施設等の返還に係る受領書の様式)

第五條の四 令第三條の八の主務省令で定める様式は、別記様式第二とする。

(操作施設)

第五條の五 法第十四條の二第一項の主務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 水門

二 橋門

三 陸閘

四 閘門

五 前各号に掲げるもののほか、津波、高潮等による海水の侵入を防止するために操作を伴う施設

第五條の六 法第十四條の二第一項の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(操作規則)

操作施設の操作の基準に関する事項

操作施設の操作の方法に関する事項

操作施設の操作の訓練に関する事項

操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項

操作施設の操作をするため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項

操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項

七 その他操作施設の操作に関する必要な事項
(操作規程)

第五條の七 前条の規定は、法第十四條の三第一項の操作規程について準用する。

(維持又は修繕に関する技術的基準等)

法第十四條の五第二項の主務省令で定める状況、海岸管理者が管理する海岸保全施設の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次とおりとする。

一 海岸保全施設の構造又は維持若しくは修繕の状況、海岸保全施設の周辺の状況、海岸保全施設の存する地域の気象の状況その他の状況(以下この条において「海岸保全施設の構成等」という。)を勘案して、海岸保全施設の維持及び修繕を計画的に実施すること。

二 海岸保全施設の構造等を勘案して、適切な時期に海岸保全施設の巡回を行い、及び障害物の処分その他の海岸保全施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

三 海岸保全施設の構造等を勘案して、海岸保全施設の定期及び臨時の点検を行うこと。

四 前号の点検その他の方法により海岸保全施設の損傷、腐食その他の劣化その他の変状があることを把握したときは、当該海岸保全施設の適切な維持又は修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

五 海岸保全施設の点検又は修繕を行ったときは、当該点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行うこと。

(証明書の様式)

第六條 法第十八條第九項の規定による証明書の様式は、別記様式第三(法第六條第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって法第十一条第一項の権限を行う場合にあつては、別記様式第四)とする。

(損失の補償の裁決申請書の様式)

法第二十条第四項の規定による証明書の様式は、別記様式第五(法第六條第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって法第十一条第一項の権限を行う場合にあつては、別記様式第六)とする。

(損害の補償の手続等)

令第四條の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第七とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(損害の補償の手續等)

法第二十三條第五項の規定により損害の補償(現に受けている補償の額の変更を含む)を受けようとする者(以下この条において「請求者」という。)は、別記様式第七の二による請求書を海岸管理者に提出しなければならない。

前項の請求書には、次の各号に掲げる損害補償の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図書その他の参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。ただし、同一の事故又は疾病について同一の種類の損害補償を二回以上請求する場合においては、第二回以降の請求書には、第一号口、第二号口及び第三号口、第四号口及びハ又は第五号口及びロに掲げる書面(第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる書面にあつては、第一号ロに掲げるものを除く。)は、既に海岸管理者に提出されている当該書面の内容に変更がないときは添付することを要しない。

一 療養補償
イ 請求者の住民票の写し
ロ 請求額の内訳を記載した書面

二 休業補償
イ 前号イ及びロに掲げる書面
ロ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)以下この条において「基準政令」という。)第二条第二項に規定する補償基礎額の算出基礎を記載した書面及び当該算出基礎を証するに足りる書面

ハ 療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつた期間及び日数並びにその期間についての給与その他の業務上の収入を得ることができなかつたことを証するに足りる書面

三 傷病補償年金
イ 第一号イ及びロ並びに前号ロに掲げる書面
ロ 療養を開始した日及び障害の程度が基準病等級に該当することを証するに足りる書面

四 障害補償
イ 第一号イ及びロ並びに第一号ロに掲げる書面
ロ 障害の程度が障害等級(基準政令第六条第一項に規定する障害等級をいう。ハにおいて

いて同じ。)に該当することを証するに足りる書面

ハ 法第二十三条第二項の規定により業務に從事した者(以下この条において「従事者」という。)であつて、既に障害のある者が業務に従事したことによる負傷又は疾病によつて、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、当該加重前の障害の部位及び当該障害の程度が障害等級に該当することを証するに足りる書面

五 介護補償
イ 第一号イ及びロに掲げる書面
ロ 基準政令第六条の二第一項に規定する障害の程度により常時又は隨時介護を要する状態にあることを証するに足りる書面

六 遺族補償
イ 第一号ロ及び第二号ロに掲げる書面
ロ 従事者の戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本

ハ 従事者の死亡診断書、死体検査書その他ハの死亡の事実を証するに足りる書面

二 請求者の従事者との統柄及び当該請求者が遺族補償を受けるべき権利を有することを証するに足りる書面

三 請求者の従事者の死亡の事実を証するに足りる書面

ハ 請求者以外に遺族補償を受ける権利を有する者があるときは、その人数及びこれら

の者が遺族補償を受ける権利を有することを証するに足りる書面

ハ 遺族補償年金を請求する場合にあつては、基準政令第八条の二第一項に規定する遺族の人数及びこれらの者が当該遺族に該当することを証するに足りる書面

ト 遺族補償一時金を請求する場合にあつては、請求者が基準政令第九条の三第一項各号に掲げる者の区分に該当することを証するに足りる書面

ハ 遺族補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき損害

補償でその支給を受けなかつたものを請求する

ことであることを証するに足りる書面

イ 第二号ロ並びにハに掲げる書面

ロ 請求者が従事者について葬祭を行う者であることを証するに足りる書面

ハ 請求者が従事者について葬祭を行う者であることを証するに足りる書面

ハ 請求者が従事者について葬祭を行う者であることを証するに足りる書面

ハ 請求者が従事者について葬祭を行う者であることを証するに足りる書面

ハ 請求者が従事者について葬祭を行う者であることを証するに足りる書面

ときは、第一項の請求書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる書面

二 損害補償を受ける権利を有する者の戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本

三 損害補償を受ける権利を有する者の死亡診断書、死体検査書その他の死亡の事実を証する足りる書面

四 請求者が当該損害補償を受けるべき権利を有することを証するに足りる書面

五 海岸管理者は、第一項の請求書を受理したときは、これを審査し、補償の可否並びに補償する場合における補償金の額及び支給の方針を決定し、これらを請求者に通知しなければならない。

第六条の三 法第二十三条の三第一項の主務省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものと定める。

(海岸協力団体の指定)

第七条の四 法第二十三条の三第一項の規定による指定は、法第二十三条の四各号に掲げる業務を行つ海岸の区域を明らかにしてするものとする。

(海岸協力団体に対する許可の特例の対象となる行為)

第七条の五 法第二十三条の七の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該海岸協力団体がその業務を行う海岸の区域において行うものに限る。）とする。

一 法第七条第一項の規定による許可 清掃その他の海岸保全施設等の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及若しくは知識の普及及び啓発のために必

要な同項に規定する他の施設等の設置による海岸保全区域の占用による許可 清掃その他の海岸保全施設等の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な水面若しくは公共海岸の土地以外の土地における法第七条第一項に規定する他の施設等の新設若しくは改築又は土地の掘削、盛土、切土その他令第三条第一項に定める行為

(海岸保全区域台帳)

二 法第八条第一項（第一号を除く。）の規定による許可 清掃その他の海岸保全施設等の

海岸の土地を除く。）は、海岸保全区域に指定された地方公共団体が所有する土地を除く。）は、黄色をもつて表示する

こと。

三 平面図については、原則として二千分の一とすること。

イ 縮尺は、原則として二千分の一とするこ

と。

ロ 陸地に係る部分については、原則として二メートルごとに等高線を、水面に係る部分については、原則として二メートルごとに等深線を記入すること。

ハ 公共海岸の土地（法第二条第二項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地を除く。）は、黄色をもつて表示する

こと。

二 法第五条第六項の規定により市町村の長が管理の一部を行う区域は、斜線をもつて表示すること。

三 海岸保全区域に指定された年月日

四 帳簿には、海岸保全区域につき、少なくとも

次に各号に掲げる事項を記載するものとし、そ

の様式は、別記様式第八とする。

五 法第二条第二項の規定により指定された地

方公共団体が所有する土地の区域及び面積並

びに指定の年月日

六 法第五条第六項の規定により市町村の長が

管理の一部を行う区域、当該市町村名及び管

理開始の年月日

七 海岸保全区域の概況

八 海岸保全施設の管理者名（管理者と所有者

が異なるときは管理者名及び所有者名）、位

置、種類、構造及び数量

九 法第二条第二項の規定により指定された水

面の区域及び指定の年月日

十 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

十一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

十二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

十三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

十四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

十五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

十六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

十七 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

十八 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

十九 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十七 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十八 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

二十九 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十七 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十八 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

三十九 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十七 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十八 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

四十九 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十七 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十八 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

五十九 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十七 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十八 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

六十九 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十七 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十八 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

七十九 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十七 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十八 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

八十九 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九〇 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九七 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九八 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

九九 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

一〇〇 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

一〇一 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

一〇二 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

一〇三 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

一〇四 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

一〇五 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

一〇六 法第二条第二項の規定により指定された

海岸保全区域の面積及び数量

一〇七 法第二条

附則（令和二年二月二三日農林水產

省立交通学校第二号

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

省・国土交通省令第六号

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別言林五第一

第一回		第二回		第三回		第四回		第五回		第六回		第七回		第八回		第九回		第十回		第十一回		第十二回		第十三回		第五回	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84

樣式第二

樣式第四

第 一 部 分		第二部分		第三部分		第四部分	
題	解説	題	解説	題	解説	題	解説
1	日本語の文法	2	日本語の文法	3	日本語の文法	4	日本語の文法
5	日本語の文法	6	日本語の文法	7	日本語の文法	8	日本語の文法
9	日本語の文法	10	日本語の文法	11	日本語の文法	12	日本語の文法
13	日本語の文法	14	日本語の文法	15	日本語の文法	16	日本語の文法
17	日本語の文法	18	日本語の文法	19	日本語の文法	20	日本語の文法
21	日本語の文法	22	日本語の文法	23	日本語の文法	24	日本語の文法
25	日本語の文法	26	日本語の文法	27	日本語の文法	28	日本語の文法
29	日本語の文法	30	日本語の文法	31	日本語の文法	32	日本語の文法
33	日本語の文法	34	日本語の文法	35	日本語の文法	36	日本語の文法
37	日本語の文法	38	日本語の文法	39	日本語の文法	40	日本語の文法
41	日本語の文法	42	日本語の文法	43	日本語の文法	44	日本語の文法
45	日本語の文法	46	日本語の文法	47	日本語の文法	48	日本語の文法
49	日本語の文法	50	日本語の文法	51	日本語の文法	52	日本語の文法
53	日本語の文法	54	日本語の文法	55	日本語の文法	56	日本語の文法
57	日本語の文法	58	日本語の文法	59	日本語の文法	60	日本語の文法
61	日本語の文法	62	日本語の文法	63	日本語の文法	64	日本語の文法
65	日本語の文法	66	日本語の文法	67	日本語の文法	68	日本語の文法
69	日本語の文法	70	日本語の文法	71	日本語の文法	72	日本語の文法
73	日本語の文法	74	日本語の文法	75	日本語の文法	76	日本語の文法
77	日本語の文法	78	日本語の文法	79	日本語の文法	80	日本語の文法
81	日本語の文法	82	日本語の文法	83	日本語の文法	84	日本語の文法
85	日本語の文法	86	日本語の文法	87	日本語の文法	88	日本語の文法
89	日本語の文法	90	日本語の文法	91	日本語の文法	92	日本語の文法
93	日本語の文法	94	日本語の文法	95	日本語の文法	96	日本語の文法
97	日本語の文法	98	日本語の文法	99	日本語の文法	100	日本語の文法

第十八回 潘金蓮害死武大郎 西門慶誘惑武大郎
潘金蓮害死武大郎 西門慶誘惑武大郎

(續)

（註）「大正五年」は、明治天皇の崩御から五年後の大正天皇の即位の年である。明治天皇の崩御は、明治二十九年（一九〇六）十月二十日。大正五年（一九一六）五月三日には、明治天皇の御廟が、東京の文京区の御廟山に遷された。

1

新編
通鑑
卷之二
唐
宋
元
明
清

（五）

様式第八（日本産業規格A4）

を 論述する「□に用をかけ、「男・女」及び「牛飼」について、論述するものを○で囲むこと。

4. 読書の目的が「わざわざ」することになり、専門家が、専門家の意見を書くのはなぜかなどと論議していく中で、自分の意見を述べて意見交換をする場は、組み込むことに関しては必ずしも問題についての「読むこと」ではない。
5. 球体が丸い角丸、角丸をしていて球形の感覚を醸成され、苦いものは苦酸味だけと錯覚したりする場合について述べること。
6. おもなに語る事題は、読書習慣又は読書習慣を持つ読書好きな者は、組み込むことを要しない。
7. おもなに語る事題は、読書習慣又は読書習慣を持つ読書好きな者は、組み込むことを要しない。

月日) *Monogram Inc. 2000 VERBOSITY*

卷之六

(三)	第1回 魔界の魔女	魔界の魔女
(四)	第2回 魔女と魔女	魔女と魔女

樣式第九

様式第十（日本産業規格A4）

樣式第十三

第四節——(甲) 亂世與治世 · 亂世 · 平定暴亂與平定 · 一戰勝(三)

第2回 月夜の廻	
貞吉 滅却の酒	前半 平子の廻
見 緒 本 廻	

歲次年月日